

海岸清掃を実施しました！

島根県松江県土整備事務所 管理課

海岸保全区域に指定されている、松江市島根町にある加賀西海岸の海岸清掃を実施しました。



海岸保全区域とは…

津波・高潮・波浪などによる被害から海岸を防護し、国土を保全する必要がある区域のことを言います。海岸保全区域に指定することにより、海水の侵入や海岸の侵食を防ぐための施設である堤防、護岸などを設置することが可能となります。



海岸漂着ごみの多くは、雨や風によって河川に入り海に流れ出てしまいます。中には海外から流れ着くごみもあり、今回の漂着ごみの中に、海外製の冷蔵庫もありました。

漂着ごみを放置したままにすると、海岸保全施設である堤防や護岸などを痛めてしまい、いざ津波や高潮などの被害から海岸を守ることができなくなってしまいます。そのため、早めの除却が必要となります。

まずは、一人一人がごみについて考え、きれいな海岸を一緒に守っていきましょう！

・ごみの量を減らす

繰り返し使える物を選ぶ

・ごみの分別をする

決められた場所・時間に出す

・「ポイ捨て」をしない

外で出たごみはきちんと処分する